部長、参事官及び所属長
殿
情　報　通　信　部　長

警務発第497号
(総務、会計、監察、生企、人少
刑企、組対、交企、備ー、学校)
令和８年４月８日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた取組について（通達乙）

この度、警察庁から別添のとおり、「将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた取組について（依命通達）」（令和８年４月２日警察庁乙官発第６号ほか。以下「依命通達」という。）が示された。

これまで、県警察においても、「警戒の空白を生じさせないための組織運営について（通達乙）」（令和７年５月23日警務発第510号。以下「旧通達」という。）」に基づき、組織全体の最適化を図るためのリソースの再配分を含めた総合的な対策を推進してきたところであるが、上記依命通達を受けて、下記のとおりの推進体制を構築し、将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた取組を推進することとしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達については、本日をもって廃止するとともに、これまでに旧通達に定める「警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進本部」及びその下部組織の会議で検討した事項等については、本通達で定める「将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保のための対策推進本部」及びその下部組織に引き継ぐものとする。

情報通信部長にあっては、協力をお願いする。

記

１　将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保のための対策推進本部の設置

(1)　推進本部の設置

将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた取組を推進するため、県本部に「将来を見据えた警察組織の構造改革推進本部及び優秀な警察官の確保のための対策推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置する。

(2)　任務

推進本部は、依命通達の別添「将来を見据えた警察組織の構造改革及び優

秀な警察官の確保に向けた指針」（以下「依命通達別添」という。）の２及び３に示された各事項のうち、県警察が取り組むべき事項に関する検討、実施状況の把握及びこれらの取組の更なる推進を図ることを任務とする。

(3)　組織及び構成員の指定

推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別紙１に掲げる者をもって充てる。

(4)　運営

ア　本部長は、必要に応じて推進本部会議を開催し、その議事を主宰する。

なお、推進本部会議の開催については、本部長が通知するものとする。

イ　本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、推進本部会議への出席を求めることができるものとする。

(5)　庶務

推進本部の庶務は、警務課が行う。

２　推進本部下部組織の設置等

(1)　幹事会の設置

県本部に、「将来を見据えた警察組織の構造改革推進本部幹事会」及び「優秀な警察官の確保のための対策推進本部幹事会」を設置する。

(2)　任務

ア　将来を見据えた警察組織の構造改革推進本部幹事会

将来を見据えた警察組織の構造改革推進本部幹事会は、依命通達別添の２に示された各事項のうち、県警察が取り組むべき事項についての調査及び検討を行い、その結果を推進本部に報告するものとする。

イ　優秀な警察官の確保のための対策推進本部幹事会

優秀な警察官の確保のための対策推進本部幹事会は、依命通達別添の３に示された各事項のうち、県警察が取り組むべき事項についての調査及び検討を行い、その結果を推進本部に報告するものとする。

(3)　組織及び構成員の指定

ア　将来を見据えた警察組織の構造改革推進本部幹事会

将来を見据えた警察組織の構造改革推進本部幹事会は、会長、副会長及び会員をもって構成し、別紙２に掲げる者をもって充てる。

イ　優秀な警察官の確保のための対策推進本部幹事会

優秀な警察官の確保のための対策推進本部幹事会は、会長、副会長及び会員をもって構成し、別紙３に掲げる者をもって充てる。

(4)　各幹事会の開催等

各幹事会の開催は、会長が通知するものとする。

会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、各幹事会への出席を求めることができるものとする。

(5)　庶務

各幹事会の庶務は、警務課が行う。

（担当：警務課企画係、2652・2662）

別紙１

「将来を見据えた警察組織の構造改革推進本部及び優秀な警察官の確保のための対策推進本部」構成員表

本 部 長	本部長
副本部長	警務部長
本 部 員	生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長 首席監察官 総務参事官 人身安全対処参事官 組織犯罪対策参事官 警察学校長 その他本部長が指名する者

別紙２

「将来を見据えた警察組織の構造改革推進本部幹事会」構成員表

会　　長	警務部長
副 会 長	警務部参事官
会　　員	警務部参事官兼会計課長 生活安全部参事官兼生活安全企画課長 刑事部参事官兼刑事企画課長 交通部参事官兼交通企画課長 警備部参事官兼警備第一課長 その他会長が指名する者

別紙３

「優秀な警察官の確保のための対策推進本部幹事会」構成員表

会　　長	警務部長
副 会 長	警務部参事官
会　　員	警務部参事官兼会計課長 総務課長 装備施設課長 警務課長 厚生課長 警察学校副校長 その他会長が指名する者

別添

原議保存期間	20年(令和29年３月31日まで)
有 効 期 間	一種(令和14年３月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長　殿

警察庁乙官発第６号、乙生発第４号
乙刑発第４号、乙交発第４号
乙備発第４号、乙サ発第４号
令和８年４月２日
警察庁次長

将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた取組について（依命通達）

警察においては、「警戒の空白を生じさせないための組織運営について（依命通達）」（令和５年７月３日付け警察庁乙官発第４号ほか）に基づき、警察組織全体の最適化を図るためのリソースの再配分を含めた総合的な対策を強力に推進してきた結果、現下の治安課題に対して的確に対処するための体制が構築されるとともに、警察力最適化サイクル（体制を不断に点検して警察の執行力が最も効果的に発揮されるよう改善を図る継続的な取組をいう。以下同じ。）が定着しつつあるところである。

しかし、治安課題が著しく専門化・高度化・広域化・国際化する一方で、少子高齢化・人口減少、地方の過疎化と都市部への人口集中等の急速な進行により、社会構造が変化し、警察官の採用情勢も厳しさを増すなどしており、警察全体として、直面する各種の重要治安課題に的確に対処することができる組織であり続けるためには、将来における我が国の社会の状況も見据えつつ、警察庁及び都道府県警察の双方において、組織の構造及び運用をより抜本的に見直すとともに、優秀な人材の安定的な確保に向けて緊急かつ継続的に対策を講じるべき必要性が高まっている。

そこで、この度、警察庁は、別添のとおり、「将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた指針」を策定した。各位にあっては、警察力最適化サイクルの確実な実施と併せ、本指針に基づき、各都道府県警察を取り巻く状況等を踏まえつつ、中長期的な視点を持って警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた検討を行い、その結果を踏まえた諸対策を推進されたい。

なお、上記通達は廃止する。

命により通達する。

別添

将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた指針

１　基本認識

(1)　「警戒の空白を生じさせないための組織運営」の評価

警察においては、「警戒の空白を生じさせないための組織運営について（依命通達）」に基づき、令和５年度から７年度までの３年間を集中取組期間として、「サイバー空間における対処能力の強化」、「繁華街・歓楽街対策の強化を含む、匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化」、「特殊詐欺に係る広域的な捜査連携の強化」、「経済安全保障の確保その他の対日有害活動対策の強化」、「要人に対する警護等の強化」、「ローン・オフェンダーその他不特定多数の者に危害を加えるおそれのある者に対する対策の強化」及び「自転車その他の小型モビリティ対策の強化」の７項目をはじめとする直面する諸課題への対応を、人的リソースの重点化等により体制を抜本的に強化して推進するとともに、組織内の人的リソースを一層有効に活用するため、業務の効率化・合理化のための見直しを行った。

この結果として、現下の治安課題に的確に対処するための体制が構築されるとともに、警察力最適化サイクルが定着しつつあると評価できる。

(2)　２つの課題

しかし、ここ数年の間にも、治安情勢及び社会情勢は目まぐるしく変化し、警察を取り巻く環境は一層厳しいものとなっている。

目下、警察は、目の前にある治安事象への的確な対応と、将来を見据えた警察組織の構造改革及び人的基盤の強化という時間軸の異なる対策を、両者のバランスに配意しながら進めていく必要があり、その際には以下の「２つの課題」に複眼的な視点を持って取り組むことが求められている。

ア　治安情勢の変化に応じた、広域的運用等による警察の対処能力の強化

警察の執行事務は、都道府県警察が担い、一定の範囲で国が関与することが原則とされている。

こうした中、近年の科学技術の急速な進展等を背景として、高度な技術や多様な通信サービス、金融サービス等を悪用したサイバー事案、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪、ローン・オフェンダーによる犯罪、対日有害活動等が、都道府県境や国境を越えて多発するとともに、その主体の匿名化や手口の巧妙化が進むなど、現下の重要な治安課題は著しく専門化・高度化・広域化・国際化し、こうした治安課題への対処と国家安全保障との境界の相対化も進展している。

このような課題に的確に対処するためには、都道府県警察の内部においてのみならず、都道府県警察の枠を越えて、人的・物的リソースを集約するとともに、その広域的運用について警察庁がより積極的な役割を果たすことにより、各専門分野における高度な対応を切れ目なく実現していくことが必要である。

また、専門化・高度化・広域化・国際化する治安課題に的確に対処するための十分な資質を備えた人材を確保した上で、その育成においても、都道府県警察間での広域連携を推進することなどにより、警察の人的基盤を維持・強化していくことが必要である。

イ　社会情勢の変化に応じた、警察の組織構造の弾力化等

少子高齢化・人口減少、地方の過疎化と都市部への人口集中等の進行により、社会構造の変化が続いている。例えば、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」によれば、令和７年から令和17年までの10年間で、総人口は約6.2％減少し、20歳から24歳までの人口は約12.6％減少するとされているところである。

こうした中、警察官の採用も、厳しい状況が続いている。採用試験の受験者数及び競争倍率は、10年間で約２分の１、15年間で約３分の１にまで落ち込んでおり、受験者数の減少率は若年層人口の減少率を大きく上回っている。また、警察官の現在の年齢構成を見ると、40歳代前半の人数が特に多く、この先、十数年にわたって退職者数の増加傾向が続くこととなる。このため、今後、受験者数及び競争倍率が増加に転じなければ、警察がその責務を果たし続けるために必要な人員を確保することが困難となるおそれがある。

こうした状況下で、将来にわたって警察力を維持し、治安課題に的確に対処することができる組織であり続けるためには、警察の組織構造を弾力化し、社会の変化に柔軟に対応しながら業務の更なる高度化・効率化・合理化を進めることができるようにするとともに、これを通じて組織の魅力を高め、優秀な警察官の確保に万全を期していくことが必要である。

２　４本柱の構造改革

上記の「２つの課題」に対応していくためには、警察組織全体の在り方を時代に適合するよう見直していくことが必要不可欠である。

そこで、警察庁及び都道府県警察の全ての所属・部門において、５年後・10年後の我が国の社会状況をも見据えつつ、幅広く業務の点検を行った上で、以下の４点について、中長期的視点に立って今後取り組むべき事項を検討し、これを計画的に実施する。

(1)　警察庁と都道府県警察及び都道府県警察等間の連携の在り方の見直し

サイバー空間における脅威、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪、ローン・オフェンダーによる犯罪、対日有害活動等の専門化・高度化・広域化・国際化する治安課題への対処について、警察庁の都道府県警察に対する調整機能を強化し、全国的・国際的な見地から警察庁がより積極的な役割を果たすことにより、警察庁と都道府県警察が一体となって対処能力の一層の向上を図る。

また、現在、それぞれの都道府県警察並びに管区警察局情報通信部及び都道府県情報通信部（以下「都道府県警察等」という。）が個別に運用・編成している施設、資機材、組織等について、都道府県警察等の枠を越えて、警察庁、管区警察局、複数の都道府県警察から成るブロック等による広域的運用を実施するなど、都道府県警察等間の連携を一層強化する。

(2)　都道府県警察の内部における役割分担等の見直し

重要な治安課題の専門化・高度化・広域化・国際化、少子高齢化・人口減少等による社会構造の変化等に対応し、将来にわたって治安課題に的確に対処することができる組織であり続けるため、次に掲げる点等について、都道府県警察の実情に応じ、中長期的な視点を持って検討し、順次実施することにより、都道府県警察における警察力の最適化を図る。

ア　警察本部と警察署の役割分担の在り方を見直し、例えば、広域的に運用することが効率的な業務等を警察本部に集約する。

イ　警察署の運用を見直し、例えば、地域の拠点となる警察署とその他の警察署による業務の分担、当直業務等の一体的運用等を実施する。

ウ　警察署に置かれる交番及び駐在所の役割や運用を見直し、例えば、警察署から近距離にある駐在所についてはその機能の全部又は一部を警察署及び交番が果たすこととしたり、相互に近接する複数の駐在所については交番に再編したりする。

また、警察庁との一層の連携を図り、全国的・国際的な見地から警察が一体となって対処することができるようにするため、例えば、サイバー事案対策、警察本部内の複数の部が実施している業務等について、その推進体制の在り方を見直し、真に効果的な体制を構築する。

(3)　科学技術の進展等を踏まえた業務の効率化・合理化と業務負担の軽減

近年、科学技術が飛躍的に進歩し、その活用範囲が急速に広がっている。警察においても、例えば、ＡＩを用いたＳＮＳ上の投稿の分析、カメラ映像を用いた追跡捜査や交通指導取締り等のように、科学技術を積極的に活用し、業務の更なる効率化・合理化と業務の透明性の確保を推進する。

また、限られた警察力で様々な治安事象に的確に対応していくため、必要

性が低下した業務の有無を幅広く点検したり、仕事の進め方自体が時代に即したものとなるよう不断の見直しを行ったりして、可能な限り第一線の業務負担の軽減を図る。

さらに、疲弊した組織からは警察職員としての誇りも使命感も生まれないことを肝に銘じ、個々の職員の置かれている状況等を踏まえながら、働き方の改革や職場環境の改善を一層推進する。

(4) 関係機関・団体等との連携強化等による業務のスリム化等

警察は治安を守る最後の砦（とりで）であるが、現在、警察が実施している業務の中には、関係機関・団体等が警察と連携しながら実施したとしても支障がないものも存在することから、警察と関係機関・団体等との役割分担の在り方について検討し、連携の強化を図る。

３　３本柱の人材確保

優秀な人材を安定的に確保していくためには、警察組織や警察官という職業の魅力を向上させることが不可欠であり、その上で、若い世代に対する当該魅力の効果的な発信、採用の間口の拡大等により、できる限り多くの者に警察を志望してもらえるようにすることが重要である。そこで、警察庁及び都道府県警察において、中長期的な採用情勢も踏まえつつ、以下の３点について各種取組を強力に推進する。

(1) 組織の魅力向上

警察官を強く志望する者のみならず、就職活動を開始する時点では必ずしも警察官を強く志望しているわけではない者（以下「潜在層」という。）にも警察への関心を高めてもらうため、業務やキャリアパス等の更なる魅力向上を図るとともに、特に志望者の関心が高い警察学校の運営の在り方が時代の変化に即したものとなるよう、必要な見直しを行う。また、高い緊張感の維持や危険な環境での職務執行を求められる場面もある警察官が、後顧の憂いなく心身共に健全な状態で職責を全うできるよう、処遇、執務環境、居住環境等の更なる改善を図る。

(2) 若い世代への発信力強化

潜在層に警察官という職業の魅力を効果的に発信するため、若い世代が広く利用し、訴求力が高い媒体等を活用して、戦略的な広報を実施する。また、将来的に採用の対象となり得る小学生や中学生等に対し、警察官という職業を身近に感じ、憧れを抱くこととなる契機を積極的に創出する。

(3) 採用の間口拡大

採用試験受験者の負担を軽減し、専門化・高度化・広域化・国際化する治安課題に対して的確に対処することができる多様な人材を確保するため、試

験制度の不断の見直しを行い、受験者の裾野拡大を図る。

4　推進体制

(1)　警察庁における推進体制

ア　将来を見据えた警察組織の構造改革の推進体制

警察庁に、別紙１のとおり、「将来を見据えた警察組織の構造改革推進本部」を設置し、２に記載する取組のうち、警察庁や都道府県警察において取り組むべき事項を中長期的な視点を持って検討し、可能なものから順次推進するとともに、当該取組の効果、新たな課題等も踏まえながら、指針に沿って更なる取組の検討・推進を図るものとする。

また、同本部が定めるところにより、下部組織を置くことができるものとする。

イ　将来を見据えた優秀な警察官の確保の推進体制

警察庁に、別紙２のとおり、「将来を見据えた優秀な警察官の確保のための対策推進本部」を設置し、３に記載する取組のうち、警察庁や都道府県警察において取り組むべき事項を中長期的な視点を持って検討し、可能なものから順次推進するとともに、当該取組の効果、新たな課題等も踏まえながら、指針に沿って更なる取組の検討・推進を図るものとする。

また、同本部が定めるところにより、下部組織を置くことができるものとする。

(2)　各都道府県警察における推進体制

警察庁における推進体制を参考として、各都道府県警察においても推進体制を構築する。推進体制においては、組織内の職員の意見を幅広く把握しつつ、縦割りを排して俯瞰（ふかん）的立場から検討を行う。

別紙１

将来を見据えた警察組織の構造改革推進本部構成員表

本部長	警察庁長官
本部長代理	次長
副本部長	官房長
本部員	生活安全局長 刑事局長 交通局長 警備局長 サイバー警察局長 組織犯罪対策部長 外事情報部長 警備運用部長 総括審議官 技術総括審議官 政策立案総括審議官 その他本部長が指名する者

備考　将来を見据えた警察組織の構造改革推進本部の庶務は、長官官房企画課において行う。

別紙２

将来を見据えた優秀な警察官の確保のための対策推進本部構成員表

本部長	警察庁長官
本部長代理	次長
副本部長	官房長
本部員	総括審議官 人事課長 総務課長 企画課長 会計課長 長官官房参事官（教養・厚生・国際担当） その他本部長が指名する者

備考　将来を見据えた優秀な警察官の確保のための対策推進本部の庶務は、長官官房人事課において行う。